

騒音規制法及び振動規制法の規定に基づく特定建設作業の届出について

- 届出書は、発注者から建設工事を請負った元請者が、特定建設作業を開始する7日前までに、環境衛生課へ届出をお願いします。
- 宛名は、檀原市長 をお願いします。
- 届出書は正本1部、写し1部の計2部提出して下さい。その内1部は、当市で審査後に受理印を押印して返却致します。
- 添付書類として、特定建設作業を明示した工事工程表、位置図、使用機械のカタログ等の写しの添付をして下さい。
- 申請書様式（Word）は、檀原市のホームページからダウンロードできます。

檀原市 > 暮らしの情報 環境・ごみ > 環境 特定建設作業の届出

- PDF と一太郎の申請書様式は環境省のホームページからダウンロードしてください。
環境省 > 申請・届出等手続案内（ページ右の中ほど） > 騒音規制法に関する手続（No.26）
> 特定建設作業の実施の届出（No.8）

または

環境省 > 申請・届出等手続案内（ページ右の中ほど） > 振動規制法に関する手続（No.28）
> 特定建設作業の実施の届出（No.8）

騒音規制法施行令で定める届出が必要な特定建設作業

1	くい打機	もんけんを除く
	くい抜機 又はくい打くい抜機	圧入式くい打くい抜機を除く (くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びよう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4	空気圧縮機	電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント	混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のものに限る (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る
7	トラクターショベル	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。
8	ブルドーザー	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。

振動規制法施行令で定める届出が必要な特定建設作業

1	くい打機	もんけん及び圧入式くい打機を除く
	くい抜機	油圧式くい抜機を除く
	くい打くい抜機	圧入式くい打くい抜機を除く
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る
4	ブレーカー (手持式のものを除く)	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

様式第9

特定建設作業実施届出書

平成21年11月12日

檀原市長 殿

市長宛に届出

奈良県檀原市〇〇町△番地
届出者 建設株式会社 印
 代表取締役 檀原太郎

元請者が届出

電話番号 0744-××-××××

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

振動規制法の場合も同様の記入例です

建設工事の名称	〇〇工場改修工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄骨造 3階建			
特定建設作業の種類	バックホウ及びさく岩機を用いる作業			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	バックホウ(コマツ製)PC120 さく岩機(OKADA製)OUB300			
特定建設作業の場所	檀原市〇〇町×番地			
特定建設作業の実施の期間	自 平成〇〇年××月〇〇日 至 平成〇〇年××月〇〇日			〇〇日間
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 8時	至 17時	日曜祝日を除く	7時間
騒音の防止の方法	防音シートの設置			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	檀原市〇〇町×番地 檀原 太郎 電話番号 0744-22-〇×〇×			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	檀原 二郎 電話番号 090-0123-×〇×〇			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	檀原市××町〇〇番地 (株)藤原京組 電話番号0744-22-〇△×□ 檀原 三郎			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	檀原市××町〇〇番地 (株)藤原京組 電話番号0744-22-〇△×□ 檀原 四郎			
※ 受 理 年 月 日				
※ 審 査 結 果				

- 備考
- 1 この届出書は、騒音規制法施行令別表第2及び振動規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
 - 2 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2及び振動規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
 - 3 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
 - 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄に記載にあつては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 7 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。